

令和3年度 飛騨市公共交通会議決算書

(収入) (単位 円)

項 目	予算額	決算額	増減	明 細
負 担 金	524,000	377,413	-146,587	飛騨市公共交通運営負担金 飛騨市
諸 収 入	1,000	7	-993	預金利息
計	525,000	377,420	-147,580	

(支出) (単位 円)

項 目	予算額	決算額	増減	明 細
報 償 費	253,000	157,000	-96,000	公共交通会議委員出席報酬 (7/30, 1/17) @3,000*延べ19名 57,000
				アドバイザー謝礼 100,000
旅 費	100,000	27,760	-72,240	公共交通会議委員費用弁償 (7/30, 1/17) 27,760
需 用 費	60,400	27,210	-33,190	
消 耗 品 費	50,000	24,510	-25,490	事務用品等 24,510
食 糧 費	10,400	2,700	-7,700	公共交通会議飲料代 (7/30, 1/17) 2,700
役 務 費	10,000	3,190	-6,810	
手 数 料	10,000	3,190	-6,810	振込手数料 3,190
事 業 費	100,000	162,260	62,260	
利 用 促 進 事 業	100,000	162,260	62,260	路線系統番号表示マグネット、高校1日入学無料券等 162,260
予 備 費	1,600	0	-1,600	
計	525,000	377,420	-147,580	

令和4年 6月 7日 飛騨市公共交通会議 会長 飛騨市長 都竹 淳也

令和4年 6月 4日に収支決算を監査したところ、適正に経理されておりましたので、ご報告します。

令和4年 6月 4日

飛騨市公共交通会議 監査員 清水 貢

飛騨市公共交通会議 監査員 牛丸 理香子

## 令和4年度 飛騨市公共交通会議予算書(案)

(収入)

(単位 円)

項 目	予 算 額	明 細
負 担 金	1,769,000	飛騨市公共交通運営負担金 <span style="float: right;">飛騨市</span>
諸 収 入	1,000	預金利息等
計	1,770,000	

(支出)

(単位 円)

項 目	予 算 額	明 細
報 償 費	208,000	会議謝礼 <span style="float: right;">108,000</span>
		公共交通アドバイザー謝礼 年間 <span style="float: right;">100,000</span>
旅 費	50,000	会議出席時交通費 <span style="float: right;">50,000</span>
需 用 費	50,000	
消 耗 品 費	40,000	事務用消耗品 <span style="float: right;">40,000</span>
食 糧 費	10,000	会議時飲み物代 <span style="float: right;">10,000</span>
役 務 費	10,000	
手 数 料	10,000	振込手数料 <span style="float: right;">10,000</span>
委 託 費	1,342,000	
時 刻 表 作 成	1,342,000	時刻表作成委託 <span style="float: right;">1,342,000</span>
事 業 費	100,000	
利 用 促 進 事 業	100,000	バス無料乗車券、市内イベント出展等 <span style="float: right;">100,000</span>
予 備 費	10,000	
計	1,770,000	

# 令和5年度

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月17日

（名称）飛騨市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
飛騨市地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>飛騨市内は、東海旅客鉄道高山本線と、濃飛乗合自動車（以下、濃飛バス）のバス路線のほか、飛騨市運行バスにより地域公共交通が担保されている。以前は濃飛バスと市運行バスとの重複区間が存在し、料金や乗り方などがそろっていなかったこと、市運行バスが合併前の各町村バスからほとんど見直されていなかったことから、移動ニーズに対応できていなかった。そこで平成27年3月に飛騨市地域公共交通網形成計画（以下、網計画）を策定し、市内全域からの高校通学や通院・買物移動を可能にすることを目的とした再編方針を定め、市運行バスの抜本的な再編を行うとともに、運賃を旧町村内と旧町村間の2段階のみとするなどの見直しを、地域公共交通再編事業を活用して行った。結果として、市内高校へのバス通学利便性が大幅に向上し、入学者が大幅に増加するなどの成果が得られた。</p> <p>網形成計画の後継計画として、令和3年3月に飛騨市地域公共交通計画を策定した。それまでの路線網では非効率な部分や、地域住民のニーズに合わない部分が散見されたことから通学や通院・買物移動のサービス水準は担保しつつ、「持続可能なサービスの確保・充実」「成長する地域公共交通サービス」「まちづくりへの寄与、上位計画との整合性」を方針として維持・改善を進めることとしている。この路線網を構成する飛騨市運行バスは基本的に市・県の補助で運行するが、一部路線については、地域内フィーダー系統に位置づけ国庫補助を得て運行するものである。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>（1）事業の目標</b>
<p>飛騨市地域公共交通計画では「各路線あたりの利用者数」について定量的な目標を設定している。しかしその後の新型コロナウイルス感染拡大によってその目標達成は現実的でないことから、令和5年度～令和7年度の3カ年度の数値目標については、下記に示す前年度実績以上とする。また、飛騨市地域公共交通計画において地域路線・市街地線・小規模輸送全体での収支率を5%以上とする目標が定められている。本計画の対象路線には収支率が高い「かみおか循環乗合タクシー」が含まれるため、収支率目標は10%とする。</p> <p>■路線別利用者数目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かみおか循環乗合タクシー 8,714人 &lt;10,000人&gt;</li> <li>・神原線 1,637人 &lt;1,500人&gt;</li> <li>・吉田線 5,398人 &lt;5,500人&gt;</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減は含まないものとする ※（ ）は昨年度実績、&lt; &gt;は地域公共交通計画の目標値（参考）</p> <p>■収支率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支率を10%以上（3路線の平均値）（7.8%）</li> </ul> <p>※（ ）は昨年度実績</p>

(2) 事業の効果
<p>フィーダー系統を運行することで、飛騨市内の公共交通空白地が解消され、地域公共交通計画が目標として定めている、日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>濃飛バス高山神岡線などの幹線バス路線のバス停に接続することにより、市中心部や高山市方面へのアクセスが向上し、高校通学が可能となるとともに、高齢者の外出が促進され、買い物等により地域経済の活性化に寄与することも期待される。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p><b>【利用促進・啓発事業】</b></p> <p>整備した地域公共交通をより多く利用してもらうために以下の取組を実施する。</p> <p>&lt;地域公共交通を利用していない地域住民に対する利用促進&gt;</p> <p>地域公共交通を利用するきっかけをつくるため、市民と協働し、地域公共交通を利用していない地域住民を対象としたイベント（セミナー等）の実施（飛騨市）</p> <p>&lt;地域公共交通を利用している地域住民に対する利用促進&gt;</p> <p>地域公共交通への愛着醸成や定期的・積極的な利用につなげるため、病院・商業施設・温泉等と連携し公共交通利用時の付加サービス導入を検討、実施する（飛騨市・事業者）</p> <p>&lt;通学利用の促進&gt;</p> <p>高校生が積極的に地域公共交通を使うよう、市内高校の一日体験入学の時期において、地域公共交通を使った通学方法の案内や無料乗車券を配布。（飛騨市）</p> <p>&lt;来訪者に対する地域公共交通情報の提供&gt;</p> <p>初めて飛騨市に来訪される方でも利用しやすい環境を整備するため、市HP改修や観光向けチラシを作成するなど来訪者目線でのわかりやすい情報発信を行う。</p> <p>（飛騨市地域公共交通計画 P52～P54）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
飛騨市
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
飛騨市 濃飛乗合自動車(株)
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線システムのみ】</b>

該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論		
期 日	会 議 名	事 業 内 容
令和元年 6月11日	令和元年度 第1回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度決算について</li> <li>令和元年度予算について</li> <li>令和2年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画」について</li> </ul>
令和元年 7月8日	令和元年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度監査員の指名について</li> <li>飛騨市地域公共交通網形成計画の見直しについて</li> </ul>
令和元年 8月16日	令和元年度 第3回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高山神岡線の系統の分割及び各系統の運賃の設定について</li> <li>飛騨市地域公共交通網形成計画の変更について</li> </ul>
令和2年 1月17日	令和元年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>高山神岡線及び奥飛騨富山線の運行の変更について</li> <li>令和元年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について</li> <li>ふるかわ循環乗合タクシーの廃止について</li> <li>飛騨市営バス路線への回数券の導入について</li> <li>実証実験神原峠線の期間延長について</li> <li>飛騨市地域公共交通網形成計画の計画期間の変更について</li> <li>第二次飛騨市地域公共交通網形成計画の骨子について</li> <li>飛騨市地域公共交通網形成計画の変更について</li> </ul>
令和2年 7月20日	令和2年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度決算報告について</li> <li>令和2年度予算について</li> <li>令和2年度監査員の指名について</li> <li>令和2年10月からの飛騨市公共交通の見直しについて</li> <li>自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送（交通空白輸送））の更新登録について</li> <li>飛騨市地域公共交通網形成計画の変更について</li> <li>令和3年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画」について</li> </ul>
令和2年 8月3日	令和2年度 第2回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛騨市の地域公共交通の崩壊を食い止めるための緊急アピールについて</li> </ul>
令和3年1 月21日	令和2年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について</li> <li>飛騨市地域公共交通計画について</li> <li>実証実験神原峠線の期間延長について</li> </ul>
令和3年3 月24日	令和2年度 第4回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛騨市地域公共交通計画の策定について</li> </ul>
令和3年6 月9日	令和3年度 第1回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度決算報告について</li> <li>令和3年度予算案について</li> <li>令和4年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）生活交通確保維持改善計画」について</li> <li>令和3年度 飛騨市公共交通会議スケジュールについて</li> <li>「神原峠線」実証実験後の方針について</li> </ul>
令和3年6 月25日	令和3年度 第2回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の更新について</li> </ul>
令和3年7 月30日	令和3年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度監査員の指名について</li> <li>神原峠線の実証実験期間終了後の運行について</li> <li>山之村線の路線見直しについて</li> <li>路線系統番号の表示について</li> <li>飛騨市地域公共交通計画の一部改正について</li> <li>自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の変更について</li> </ul>

令和4年1月17日	令和3年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について</li> <li>・飛騨市地域公共交通計画の評価について</li> <li>・濃飛バス高山古川線のバイパス系統の新設について</li> <li>・飛騨市地域公共交通計画の一部改正について</li> <li>・おでかけひだしバス無料券の発行について</li> <li>・ひだまる神原線ミーティングポイントの変更について</li> </ul>
<b>21. 利用者等の意見の反映状況</b>		
この生活交通確保維持改善計画は、飛騨市地域公共交通計画に基づいた計画であり、同計画については、市民の移動実態調査等の結果・考察を反映している。また、地域住民へのアンケート調査、利用者への聞き取り調査などを行い、路線・運行計画に反映している。		
<b>22. 協議会メンバーの構成員</b>		
関係都道府県	岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課	
関係市区町村	飛騨市 (市長、教育長、総務部長、市民福祉部長、商工観光部長)	
交通事業者・交通施設管理者等	(公社)岐阜県バス協会 濃飛乗合自動車(株) ニュー飛騨観光バス(株) 古川タクシー(株) (株)宝タクシー 宮川タクシー(株) 社会福祉法人神東会 岐阜県交通運輸産業労働組合協議会 岐阜県タクシー協会 高山国道事務所 岐阜県古川土木事務所 飛騨警察署	
地方運輸局	岐阜運輸支局	
その他協議会が必要と認める者	飛騨市区長会等連絡協議会 飛騨市シニアクラブ連合会 岐阜県身体障害者福祉協会飛騨市支部 飛騨市社会福祉協議会 飛騨市観光協会 名古屋大学大学院教授	

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住所) 飛騨市古川町本町2番22号

(所属) 飛騨市役所 総務部 総務課

(氏名) 堀辺 洸介

(電話) 0577-73-7461

(e-mail) soummu@city.hida.lg.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

# 令和 4 年度

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 4 年 6 月 1 7 日

（名称）飛騨市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
飛騨市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<省略>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
飛騨市地域公共交通計画では「各路線あたりの利用者数」について定量的な目標を設定している。しかしその後の新型コロナウイルス感染拡大によってその目標達成は現実的でないことから、令和 4 年度～令和 6 年度の 3 カ年度の数値目標については、下記に示す前年度実績以上とする。また、飛騨市地域公共交通計画において地域路線・市街地線・小規模輸送全体での収支率を 5%以上とする目標が定められている。本計画の対象路線には収支率が高い「かみおか循環乗合タクシー」が含まれるため、収支率目標は 10%とする。
<b>■路線別利用者数目標</b> ・かみおか循環乗合タクシー            9,213 人 <10,000 人> ・神原線                                    1,721 人 <1,500 人> ・吉田線                                    5,398 人 <del>7,858 人</del> <5,500 人 14,300 人>
※新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減は含まないものとする ※< >は地域公共交通計画の目標値（参考）
<b>■収支率</b> ・収支率を 10%以上（3 路線の平均値）（7.7%） ※（ ）は昨年度実績
(2) 事業の効果
<以下 省略>

## <説 明>

令和 4 年 1 月飛騨市地域公共交通計画の一部改正に伴い、フィーダー系統国庫補助対象路線である吉田線の目標値を変更するもの。

なお、本計画については、令和 3 年 6 月開催の第 1 回飛騨市公共交通会議にて承認済



報告事項 1 (5) 濃飛バス高山古川線 (バイパス系統) の見直しについて 報告資料1-5

1. 高山古川線 (高山国府バイパス系統) の経路変更の概要

2022年4月より運行を開始した高山古川線の高山国府バイパス経路系統について、国道41号総合庁舎口交差点を左折する際、左方道路からの自家用車等が停止線を越えて停止していた場合左折が困難になる恐れがあることから、当該交差点を直進で通過できるよう、古川行について経路を変更する。

なお、途中に停留所は存在せず、系統の停留所間の区間キロ・系統キロにも変更はないため、運行時刻に変更はない。

運賃表にも変更はないが、経路を変更するため同額・同キロで改めて運賃を設定する。

2. 協議内容

- ・路線の新設
- ・車両最大値の変更
- ・運賃の設定

3. 実施予定日

2022年8月1日

4. 路線の新設

<新設申請区間>

申請区間起点	岐阜県高山市上岡本町7丁目15-1先
申請区間終点	岐阜県高山市昭和町1丁目134先
料 程	0.6km
道 路 種 別	市道
道 路 幅 員	10.0~12.0m
道 路 管 理 者	高山市

5. 車両最大値の変更

	最大寸法 (m)			総重量 (kg)
	長さ	幅	高さ	
旧	6.99	2.09	3.12	7,760
新	11.99	2.49	3.53	16,385

[第1最大値変更申請区間]

申請区間起点	高山市昭和町1丁目110-10先
申請区間終点	高山市昭和町1丁目134先
料 程	0.6km
道 路 幅 員	7.0~15.0m
道 路 種 別	市道

6. 運賃の設定

(1) 運賃及び料金の種類・額  
別紙の通り(協議運賃)

(2) 運賃及び料金の適用方法

①運賃の種類及び額

運賃の種類		額
普通旅客運賃	片道	別表(1)
旅客運賃の割引	身体障害者割引、児童福祉法の適用者に対する割引、知的障害者に対する割引、精神障害者に対する割引	普通運賃・・・5割引

(1) 旅客運賃の計算方

- イ. 普通旅客運賃計算上の端数は10円単位とし、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。
- ロ. 小児普通旅客運賃は大人普通旅客運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- ハ. 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。

②運賃の適用方法

(1) この運賃は、当社で旅客を運送する場合に適用する。

高山古川線から神岡古川線又は神岡古川線から高山古川線を同一日に古川駅前にて乗り継いで利用する場合は、別紙のとおり乗り継ぎ運賃を適用する。

(2) 大人運賃と小人運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃 中学生以上の者

小人運賃 小学生

小学生未満の者は無料とする。

ただし、小学生未満の者であっても席を占有する場合は小人運賃を適用する。

(3) 旅客運賃の適用方法は、次の通りとする。

イ. 普通旅客運賃

(i) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(ii) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車は認めない。

(4) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次の通りとする。

イ. 身体障害者福祉法の適用を受けるものに対する割引

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人(当社において介護人を必要と認める場合)とする。

ロ. 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4、第41条な

いし第44条に規定する諸施設により、養護または保護を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。

ハ. 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要項（昭和48年9月27日・厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けた者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

ニ. 精神障害者に対する割引

精神保健福祉法（平成7年法律第94号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

- (5) 運賃を割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複の割引をしない。

# (1)路線図

- 既設路線
- 新設路線
- 最大値変更

### 【新設申請区間】

起 点: 高山市上岡本町7丁目15-1先  
終 点: 高山市昭和町1丁目134先  
料 程: 0.6km  
道 路 幅 員: 10.0~12.0m  
道 路 種 別: 市道  
道 路 管 理 者: 高山市

### 【最大値変更申請区間】

起 点: 高山市昭和町1丁目110-10先  
終 点: 高山市昭和町1丁目134先  
料 程: 0.5km  
道 路 幅 員: 7.0~15.0m  
道 路 種 別: 市道  
道 路 管 理 者: 高山市

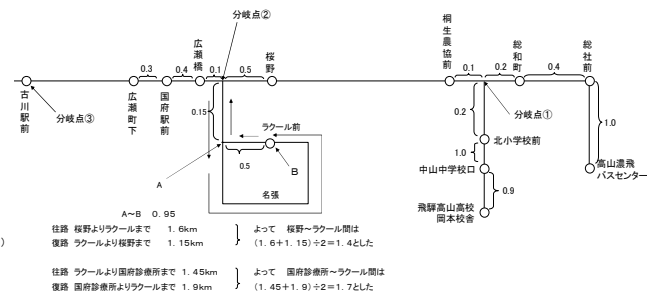


# 普通旅客運賃表(新) 協議運賃

2022年8月1日

報告事項1(5)別紙2

①古川線



指定停留所間	指定停留所	実キロ程
区界停留所	須田病院前	0.3
村山公民館	藤塚口	0.7
金橋橋口	金橋	0.3
ラクール	名張	0.7
前	ラクール前	0.3
久美愛厚生病院	上切町	0.3
西高校北	赤塚	0.5
	熊野橋	0.2
	光ミュージアム前	0.7
山ゆり学園口	山ゆり学園	0.3
山田町	浄覚寺前	0.3
西高校前	山田公民館前	0.2
下林町	下林丸栄前	0.2
宇津江二区	ビッグアリーナ前	0.4
宇津江三区	宇津江三区	0.2
宇津江四区	宇津江四区	0.2
広瀬町下	リバーサイド	0.6
	国府駅前	0.3
	広瀬橋	0.7
丹生川口	八千代橋	0.8
保木	松本町北	0.3

指定停留所間は160円(高山均一区間内は100円)  
 区界停留所間指定停留所実キロ程  
 村山公民館 須田病院前 0.3  
 藤塚口 0.7  
 金橋橋口 金橋 0.3  
 ラクール 名張 0.7  
 前 ラクール前 0.3  
 久美愛厚生病院 上切町 0.3  
 西高校北 赤塚 0.5  
 熊野橋 0.2  
 光ミュージアム前 0.7  
 山ゆり学園口 山ゆり学園 0.3  
 山田町 浄覚寺前 0.3  
 西高校前 山田公民館前 0.2  
 下林町 下林丸栄前 0.2  
 宇津江二区 ビッグアリーナ前 0.4  
 宇津江三区 宇津江三区 0.2  
 宇津江四区 宇津江四区 0.2  
 広瀬町下 リバーサイド 0.6  
 国府駅前 0.3  
 広瀬橋 0.7  
 丹生川口 八千代橋 0.8  
 保木 松本町北 0.3

高山濃飛バスセンターを中心に直線でおおよそ1.5kmの円(A)を描き及び2.5km(B)の円を描き、A内間のバス移動は100円、Aの外でB内間のバス移動は210円とし、AからBへ行きまたAへ戻る場合は210円、BからAへ行きBへ戻る場合も210円とした。  
 向、Bから外については基準運賃率に基づく対キロ割とした。  
 A内バス停がB内バス停かについては、右記バス停名上に記載した。

乗車区間	須田病院前	藤塚口	金橋橋口	金橋	ラクール	名張	ラクール前	上切町	赤塚	熊野橋	光ミュージアム前	山ゆり学園	山田町	西高校前	下林町	宇津江二区	宇津江三区	宇津江四区	広瀬町下	丹生川口	保木	松本町北	松本町	松本橋	測候所	桐生	名田町五丁目	国分寺		
須田病院前	160																													
藤塚口	160	160																												
金橋橋口	160	160	160																											
金橋	160	160	160	160																										
ラクール	160	160	160	160	160																									
名張	160	160	160	160	160	160																								
ラクール前	160	160	160	160	160	160	160																							
上切町	160	160	160	160	160	160	160	160																						
赤塚	160	160	160	160	160	160	160	160	160																					
熊野橋	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160																				
光ミュージアム前	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160																			
山ゆり学園	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160																		
山田町	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160																	
西高校前	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160																
下林町	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160															
宇津江二区	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160														
宇津江三区	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160													
宇津江四区	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160												
広瀬町下	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160											
丹生川口	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160										
保木	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160									
松本町北	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160								
松本町	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160							
松本橋	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160						
測候所	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160					
桐生	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160				
名田町五丁目	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160			
国分寺	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160		

濃飛乗合自動車株式会社



1. 協議事項の概要

対象路線	○41 ひだまる 宮川線
協議内容	運行経路の変更（巢之内～打保間）
改編理由	飛騨市宮川町地内 国道360号種蔵打保バイパス開通に伴う運行経路の変更
期待される効果	<p>国道360号宮川町巢之内～打保間においては冬期間雪崩の危険性が高い区間であり、雪崩対策重点路線として雪崩被害を未然に防ぐため規制基準が定められている。令和3年度は断続的な大雪に見舞われたため、計6回の通行規制が実施され、宮川線の運行も一部区間を運休するなどの対応をとった。</p> <p>また、道路幅が2.5mの区間が存在し、積雪に関わらず車両のスムーズなすれ違いが困難な箇所が存在する。</p> <p>種蔵打保バイパス開通により、雪崩対策の通行規制が解消され、かつ、道路幅6.5mが確保されるため、安全な運行が可能となる。</p>
検討の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種蔵打保バイパス開通見込の情報を得たことから、運行経路変更案の検討開始</li> <li>・運行事業者とともに転回場所確認のうえ協議済</li> <li>・飛騨市教育委員会（スクールバス）との協議済</li> </ul>
運行開始日	令和4年8月9日より

2. 路線位置図



### 3. 対象路線の概要

態 様	自家用有償運送による交通空白輸送
運行経路	① 巢之内～宮川振興事務所（変更なし） ② 若田前～宮川振興事務所～巢之内～打保～小豆沢【変更あり】 ③ 古川中学校（病院デマンド）～若田前～角川駅～宮川振興事務所～巢之内～打保～小豆沢【変更あり】 ④ 角川駅～宮川振興事務所～牧戸～巢之内～打保～小豆沢【変更あり】 ⑤ 若田前～角川駅～宮川振興事務所～牧戸～巢之内～打保～小豆沢【変更あり】 ⑥ 宮川振興事務所～巢之内～打保～小豆沢【変更あり】 ⑦ 若田前～角川駅～宮川振興事務所～巢之内～打保～小豆沢【変更あり】 ⑧ 宮川振興事務所～牧戸～巢之内～打保※牧戸以降降車まで運行【変更あり】
運行距離	① 5.4 k m ② 26.2 k m ⇒ 26.1 k m ③ — （病院デマンド便のため） ④ 27.9 k m ⇒ 27.8 k m ⑤ 28.2 k m ⇒ 28.1 k m ⑥ 20.2 k m ⇒ 20.1 k m ⑦ 26.0 k m ⇒ 25.9 k m ⑧ 15.3 k m（最長区間）⇒ 15.2 k m
運行日	平日（土日祝 12/31～1/3 は運休）
運行本数	1 1 便（内、1 便はスクールバス混乗便、4 便はデマンド運行）
運行ダイヤ	別紙 6-2 のとおり（経路変更後は、キロ程が若干短くなるが、打保バス停での転回することを考慮し、運行ダイヤは変更しない）
運 賃	市内統一運賃（町内の移動 200 円、町をまたぐ飛騨市内の移動 300 円）
運行車両	マイクロバス車両（29 人乗り）
運行事業者	㈱飛騨ゆい



